



鳥取県公報

平成 24 年 9 月 28 日 (金)
第 8 4 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (662) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (663) (〃) 2
	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (664) (景観まちづくり課) 2
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (665) (〃) 5
	土地改良区の定款の変更の認可 (666) (農地・水保全課) 9
	国土調査の成果の認証 (667) (〃) 9
	指定居宅サービス事業者の指定 (668) (中部総合事務所福祉保健局) 10
	指定介護予防サービス事業者の指定 (669) (〃) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 9 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	平成24年 8 月 1 日
ウェルネス薬局両三柳店	米子市両三柳2126-2	〃
サニー薬局	米子市車尾南一丁目15-46	平成24年 9 月 1 日
あさひ薬局	米子市皆生新田二丁目 2-5	〃

鳥取県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 9 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	平成24年 7 月31日

鳥取県告示第664号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年 9 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望でき</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 <u>鳥取都市計画区域及び</u>米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望でき</p>

る地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の
家屋連担区域

(1) 道路

路線名	地 域
一般国道 9 号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域
一般国道 29 号	八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道 53 号	智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道 373 号	智頭町大字智頭及び大字郷原の地域
一般国道 431 号	境港市高松町、新屋町及び <u>麦垣町</u> 、米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び <u>大字富吉</u> の地域
一般国道 482 号	江府町大字江尾の地域

る地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の
家屋連担区域

(1) 道路

路線名	地 域
一般国道 9 号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、 <u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市湖山町北五丁目及び伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷</u> 、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域
一般国道 29 号	<u>鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、古海、津ノ井、桂木、船木、広岡及び海蔵寺</u> 、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道 53 号	<u>鳥取市河原町袋河原及び釜口、同市用瀬町用瀬及び鷹狩</u> 並びに智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道 373 号	智頭町大字智頭の地域
一般国道 431 号	境港市高松町、新屋町、 <u>小篠津町及び佐斐神町</u> 並びに米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び <u>富吉</u> の地域
一般国道 482 号	<u>鳥取市佐治町加瀬木</u> 及び江府町大字江尾の地域

略	
県道赤碕大山線	琴浦町大字赤碕及び大山町羽田井の地域
略	
県道米子境港線	米子市安倍、彦名町、大崎、大篠津町及び葭津並びに境港市 <u>幸神町</u> 、 <u>外江町</u> 、 <u>芝町</u> 、小篠津町、三軒屋町及び渡町
略	
県道渡余子停車場線	境港市渡町、 <u>森岡町</u> 及び竹内町の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市小篠津町、新屋町、 <u>幸神町</u> 、 <u>誠道町</u> 、高松町及び <u>中野町</u> の地域
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神、松神、西園、由良宿、妻波、東園、六尾及び大谷の地域
略	

(2) 鉄道

路線名	地 域
略	
西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、湯梨浜町大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字中興寺及び大字松崎、北栄町北尾、弓原、由良宿、土下、西園、東園及び六尾、琴浦町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見、大字八橋及び大字赤碕、大山町上野、所子、国信、末長、唐王、西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀及び小波の地域

略	
県道赤碕大山線	琴浦町大字赤碕及び大山町羽田井の地域
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村、勝見、新町三丁目及び北浜三丁目並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域
略	
県道米子境港線	米子市安倍、彦名町、大崎、大篠津町及び葭津並びに境港市 <u>佐斐神町</u> 、小篠津町、三軒屋町及び渡町
略	
県道渡余子停車場線	境港市渡町、 <u>福定町</u> 及び竹内町の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市小篠津町、新屋町、 <u>竹内町</u> 及び <u>福定町</u> の地域
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神、松神、西園、由良宿、妻波、東園、六尾及び大谷の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域
略	

(2) 鉄道

路線名	地 域
略	
西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、 <u>鳥取市福部町細川</u> 及び栗谷、同市伏野、同市気高町宝木、浜村及び勝見並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字中興寺及び大字松崎、北栄町北尾、弓原、由良宿、土下、西園、東園及び六尾、琴浦町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見、大字八橋及び大字赤碕、大山町上野、所子、国信、末長、唐王、西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀及び小波の地域

西日本旅客 鉄道株式会 社因美線	八頭町奥谷、宮谷及び郡家並び に智頭町大字智頭の地域	西日本旅客 鉄道株式会 社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津 ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市 用瀬町用瀬及び鷹狩、八頭町奥 谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大 字智頭の地域
略		略	
西日本旅客 鉄道株式会 社境線	米子市両三柳、安倍、河崎、夜 見町、富益町、大崎、和田町、大 篠津町及び葭津並びに境港市小篠 津町、新屋町、高松町、竹内町及 び福定町の地域	西日本旅客 鉄道株式会 社境線	米子市両三柳、安倍、河崎、夜 見町、富益町、大崎、和田町、大 篠津町及び葭津並びに境港市佐斐 神町、小篠津町、新屋町、高松町、 竹内町及び福定町の地域
略		略	

鳥取県告示第665号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																				
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>国宝</td> <td>三仏寺奥の院（投入堂）</td> <td>東伯郡三朝町大字三徳</td> </tr> <tr> <td>重要文化財</td> <td>樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿</td> <td>鳥取市上町</td> </tr> </table>			種 別	名 称	所在地	国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳	重要文化財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町	<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>国宝</td> <td>三仏寺奥の院（投入堂）</td> <td>東伯郡三朝町大字三徳</td> </tr> <tr> <td>重要文化財</td> <td>樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿</td> <td>鳥取市上町</td> </tr> </table>			種 別	名 称	所在地	国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳	重要文化財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町
種 別	名 称	所在地																					
国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳																					
重要文化財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町																					
種 別	名 称	所在地																					
国宝	三仏寺奥の院（投入堂）	東伯郡三朝町大字三徳																					
重要文化財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び弊殿	鳥取市上町																					

略		
重要文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山
略		

2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷239-70地先から同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
	略
略	
県道大山口停車場大山線	略
	西伯郡大山町大山字大山115-5地先から同郡伯耆町岩立字榎水高原9-5地先まで
略	
県道如来原御机線	全線

重要文化財	仁風閣	鳥取市東町二丁目
略		
重要文化財	大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山
県指定保護文化財	聖神社本殿	鳥取市行徳
略		

2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	鳥取市気高町八東水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
	略
略	
県道大山口停車場大山線	略
	西伯郡大山町大山字大山115-5地先から同郡伯耆町岩立字榎水高原9-5地先まで
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで
略	
県道如来原御机線	全線
県道鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町細川字湊726-608地先から同市福部町湯山字高浜2164-457地先まで
	鳥取市福部町細川字湊727-44地先から同字727-57地先まで
鳥取市道浜	鳥取市浜坂字東浜1390-222地

略

(2) 略

3 条例第 2 条第 1 項第 4 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、同町大字龍島の地域並びに同町大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域

4 条例第 3 条第 1 項第 1 号の知事が指定する区域は、米子境港都市計画区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域とする。

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路 線 名	区 間
略	
一般国道 9 号	<u>東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷239-70地先から同町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</u>
略	
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域

坂 2 号線	先から同市浜坂字柳茶屋1157-113地先まで
略	

(2) 略

3 条例第 2 条第 1 項第 4 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、同町大字龍島の地域並びに同町大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域
湖山池	鳥取都市計画区域のうち市街化区域の地域

4 条例第 3 条第 1 項第 1 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）が定められている区域

(2) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路 線 名	区 間
略	
一般国道 9 号	<u>鳥取市気高町八東水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</u>
略	
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域

(鳥取市の区域除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道 9 号	2 の (1) の表に掲げる区間及び岩美郡岩美町と鳥取市との境界から東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平 277-1 地先を経て同町はわい長瀬字又四郎開 1821-1 地先までの区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市と東伯郡三朝町との境界から同町大字三徳字馬場 1578-3 地先まで
略	
県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町坊領字川下 536-3 地先まで

(3) 次に掲げる道路の両側 200メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 482 号	八頭郡若桜町大字眷米字三ツ総ヨリナカツラガ仙マデ 647 地先から同町大字大炊字藪根 508 地先まで
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上 17 地先から同町大字山田字徳呂 844-8 地先まで
略	
県道鳥取国府岩美線	

で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道 9 号	2 の (1) の表に掲げる区間及び鳥取市気高町八束水字鶴木谷 755-1 地先から東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平 277-1 地先を経て同町はわい長瀬字又四郎開 1821-1 地先までの区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市鹿野町河内字別所河原 2711-3 地先から東伯郡三朝町大字三徳字馬場 1578-3 地先まで
略	
県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町坊領字川下 536-3 地先まで
県道湯山鳥取線	2 の (1) の表に掲げる区間以外の区間

(3) 次に掲げる道路の両側 200メートル以内の地域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 482 号	八頭郡若桜町大字眷米字三ツ総ヨリナカツラガ仙マデ 647 地先から同町大字大炊字藪根 508 地先まで 鳥取市用瀬町用瀬字樋ノ口 475-2 地先から同市佐治町栃原字辰巳峠 385 地先まで
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町 1-6 地先から同市鹿野町鹿野字大工町尻 2443-10 地先まで 東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上 17 地先から同町大字山田字徳呂 844-8 地先まで
略	
県道鳥取国府岩美線	鳥取市国府町宮ノ下 1156 地先から同市国府町雨滝字細入 212-4 地先まで

	岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から同町大字蕪島字真門2077-2地先まで		岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から同町大字蕪島字真門2077-2地先まで
県道三朝中線	全線	県道郡家鹿野気高線	鳥取市河原町袋河原字上内河原1-1地先から同市長谷字川向319-1地先まで 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447-10地先から同市気高町浜村字西浜783-1124地先まで
略		県道三朝中線	全線
県道羽合東伯線	全線	県道鳥取河原線	鳥取市古海字下新田30-2地先から同市長谷字猪ノ木370-2地先まで
略		略	
県道河原インター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から同町と鳥取市との境界まで	県道羽合東伯線	全線
略		県道若葉台東町線	全線
(4)・(5) 略		県道河原インター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで
(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地域(鳥取市及び倉吉市の区域を除く。)で当該鉄道から展望できる場所		略	
略		(4)・(5) 略	
		(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地域(倉吉市の区域を除く。)で当該鉄道から展望できる場所	
		略	

鳥取県告示第666号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を平成24年9月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第667号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成21年度から平成23年度まで	岩美町（大字浦富の一部〔901〕）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	平成24年9月28日
東伯郡三朝町	平成17年度から平成22年度まで	三朝町（大字片柴及び大字吉田の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字片柴及び大字吉田の各一部	〃
〃	平成18年度から平成21年度まで	三朝町（大字三徳の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字三徳の一部	〃
〃	平成20年度及び平成21年度	三朝町（大字東小鹿の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字東小鹿の一部	〃

鳥取県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月28日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社はるす	はるす・訪問入浴サービス倉吉	倉吉市上井213-4	平成24年10月1日	訪問入浴介護

鳥取県告示第669号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月28日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社はるす	はるす・訪問入浴サービス倉吉	倉吉市上井213-4	平成24年10月1日	介護予防訪問入浴介護

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 9 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部庁舎通信機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成25年 2 月18日

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成25年 3 月 1 日から平成31年 2 月28日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(72月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者として、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年10月26日(金)午後3時まで4の(2)の場所に提出すること。

ウ この公告に示した物品を1の(4)の期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

エ 平成24年9月28日(金)から同年11月7日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年10月26日(金)午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年9月28日(金)から同年10月12日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年11月7日(水)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月6日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成24年10月23日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に72月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年鳥取県規則等106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に72月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- Hardware, 1 set
- Software, 1 set
- Document, 1 set

(2) November 23, 2012 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 7, 2012 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

December 6, 2012 5 : 00 PM (Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Accounting Division Tottori Prefectural Police headquarters 1

-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL : 0857-23-0110